

南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電施設が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本市の環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電施設を利用し発電を行う事業（当該施設の設置に伴う木竹の伐採又は切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）であって、出力の合計が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含む。）をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 事業者 太陽光発電事業を行う者（契約により太陽光発電事業の実施を請け負う者を含む。）をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、太陽光発電事業の実施にあたり、次に掲げることのほか関係法令を遵守し、事業区域の周辺住民等（以下「周辺住民等」という。）の理解を得るとともに、災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第7条に定める施設基準に従うこと。
- (2) 太陽光発電事業の実施に係る苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたること。
- (3) 太陽光発電施設の適切な維持管理並びに事業終了後の適切な撤去及び処分のため、計画的な積立等の方法により費用を確保すること。

(事前協議)

第4条 太陽光発電事業を行おうとする者(以下、「事業予定者」という。)は、第6条第1項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、太陽光発電事業に関する計画について市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業予定者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(周辺住民等への事前周知等)

第5条 事業予定者は、次条第1項の規定による届出をしようとする場合は、当該事業区域の周辺住民等に対し、あらかじめ説明会を開催し、太陽光発電事業に関する計画について周知しなければならない。

2 事業予定者は、災害防止又は良好な自然環境等の保全の見地から、周辺住民等から太陽光発電事業に関する計画に対する意見の申出を受けるものとし、申出を受ける期間、受付場所その他規則で定める事項を定め、説明会において周知しなければならない。

3 事業予定者は、周辺住民等から意見の申出があったときは、当該意見に対する見解を記載した書面を作成し、当該意見を申出した者にこれを交付の上、誠意をもって協議しなければならない。

4 事業予定者は、周辺住民等への説明及び協議を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(届出)

第6条 事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、当該設置工事に着手する日の30日前までに、太陽光発電施設の設置に関する計画(以下「事業計画」という。)について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)

(2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日

(3) 事業区域の所在地、面積及び工事完了時における土地の形状

(4) 太陽光発電施設を設置する位置、構造及び発電出力

(5) 太陽光発電施設の維持管理計画(太陽光発電施設の廃止後におい

て行う措置を含む。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び市長が必要と認める事項

3 市長は、届出を受けた太陽光発電事業が他の地方公共団体の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する地方公共団体の長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(施設基準)

第7条 市長は、太陽光発電施設が地域と共生を図るために必要な太陽光発電施設の設置等に関する基準（以下「施設基準」という。）として、次に掲げる事項を規則で定めるものとする。

(1) 太陽光発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の環境の保全に関する事項

(2) 太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項

(3) 太陽光発電施設の安全性の確保に関する事項

(4) 太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(事業計画の変更)

第8条 事業者は、第6条第1項の規定により届出をした事業計画に定める事項を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ当該変更後の事業計画を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が事業者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の事業者がこれをしなければならない。

2 第4条及び第5条の規定は、前項の届出について準用する。

(工事の着手等の届出)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 工事に着手するとき。

(2) 工事を中止するとき。

(3) 中止していた工事を再開するとき。

(4) 工事が完了したとき。

(工事完了の確認)

第10条 市長は、前条第4号の届出を受けたときは、事業計画に基づき適切に工事が行われたことを確認するため、現地確認を行うものとする。

(管理者等に関する情報の掲示)

第11条 事業者は、第9条第1号の届出をしたときは、設置する太陽光発電施設の管理者等に関する情報を周辺住民等に周知するため、第13条第2項に規定する届出をするまでの間、当該情報を事業区域内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(維持管理)

第12条 事業者は、太陽光発電事業を実施する間、災害の防止又は生活環境等の保全に支障が生じないように、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(廃止の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業計画に定めた廃止後において行う解体、撤去その他の措置を適切に行うとともに、太陽光発電施設の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(報告又は資料の提出の要求)

第14条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第15条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 事業者が第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
- (2) 事業者が正当な理由なく第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出をする前に設置工事に着手したとき。
- (3) 事業者が第9条、第13条第1項又は第2項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
- (4) 事業者が第11条又は第13条第2項に規定する措置を講じなかったとき。
- (5) 事業者が太陽光発電施設及び事業区域内の適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与え、又は周辺的生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (6) 事業者が第14条の規定による報告又は資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は前条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(命令)

第17条 市長は、事業者が正当な理由なく、前条第2項の規定による勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、当該事業者に対して、必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第18条 市長は、前条の規定による命令を受けた事業者が、正当な理由なく命令に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該命令の内容の公表をすることができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
(施設基準の遵守に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に太陽光発電事業に着手した者については、施行日後に第 8 条に基づく事業計画の変更が行われるまでの間は、第 3 条第 1 号の規定は適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、施行日後は第 3 条第 1 号の規定の趣旨を考慮して、前項に該当する事業者には第 16 条第 1 項の規定に基づく指導又は助言を行うことができるものとする。

(事業計画に係る経過措置)

- 4 施行日前に太陽光発電事業に着手した事業者が、施行日において有している太陽光発電事業に関する計画を第 6 条第 1 項に規定する事業計画とみなし、この条例の規定を適用する。
- 5 施行日前に着手している太陽光発電事業については、第 6 条第 1 項の届出を行っていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。
- 6 市長は、施行日において事業者が有していた太陽光発電事業に関する計画の内容を把握するため、第 14 条の規定に基づく報告若しくは資料の提出を求め、又は第 15 条の規定に基づく立入調査の権限を適切に行使することができるものとする。
- 7 第 5 項の規定の適用を受ける事業者が、施行日後に事業計画の変更を行うときは、第 8 条及び第 9 条の規定に基づき届け出なければならないものとする。

(管理者等に関する情報の掲示に関する経過措置)

- 8 第 11 条の規定は、太陽光発電事業に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用するものとする。

(維持管理に係る経過措置)

- 9 第 12 条の規定は、太陽光発電事業に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用するものとする。

(廃止の届出に係る経過措置)

- 10 第 13 条各項の規定は、太陽光発電事業に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用するものとする。